

<賃貸住宅（第5条関係）>

別表10

賃貸住宅の手数料(消費税別)

N=住戸数

まちづくり融資(賃貸住宅)	設計検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	14,000+1,000×N
上記以外	30,000+1,000×N
	竣工現場検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	12,000+1,000×N
上記以外	28,000+1,000×N
*建築基準法を同時とは、建築確認、中間検査または完了検査を同時申請することをいう。	

賃貸住宅融資 (省エネルギー住宅)	設計検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	22,000+2,000×N
上記以外	36,000+2,000×N
	竣工現場検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	12,000+2,000×N
上記以外	30,000+2,000×N
*建築基準法を同時とは、建築確認、中間検査または完了検査を同時申請することをいう。	

賃貸住宅融資 (サービス付き高齢者向け住宅)	設計検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	15,000+2,000×N
上記以外	30,000+2,000×N
	竣工現場検査(円)
センターへ建築基準法を同時申請	12,000+2,000×N
上記以外	30,000+2,000×N
*建築基準法を同時とは、建築確認、中間検査または完了検査を同時申請することをいう。	

注1)省エネルギー性で「住宅事業建築主判断基準」「認定低炭素住宅」「性能向上計画認定住宅」を選択した場合、又は耐久性・可変性で「長期優良住宅」を選択した場合は、「まちづくり融資」の手数料とする。

注2)省エネルギー性で「BELS評価書」を選択した場合は設計検査のみ「まちづくり融資」の手数料とする。